

生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）必要書類チェックリスト

※安城市役所で住民票取得の際、取得理由として新型コロナウイルス特例資金申請のためと記入することで取得費用が減免されます。

※鉛筆や消えるボールペンなど書き直しが出来る筆記具で記入されたものは無効です。

書 類	備 考	確認
緊急小口資金特例貸付借入申込書	・ 太枠内を記入、押印。署名はフルネームであること。	☐
生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書	・ 太枠内を記入、押印。償還方法にもチェックがあること。 ・ 裏面の重要事項説明書に同意し署名捺印があること。	☐ ☐
収入の減収状況に関する申立書	・ 収入減少の理由を具体的に記載	☐
住民票（同一住所全員分） ※世帯分離をしている場合、分離している世帯の分も必要です。	・ 同一住所の人全員分、発行から3か月以内のもの。 ※世帯全員で取得し 続柄 と「 世帯全員の住民票の原本と相違ない事を証明します。 」が記載されたものであること。 ※外国籍の人は国籍、在留資格等が記載されているものであること。個人番号は必要ありません。	☐ ☐ (☐)
本人確認書類のコピー	申請者の運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）、健康保険証、マイナンバーカード（両面コピー）、パスポートなどの現住所の記載がある身分証明書のコピー。 ※外国籍の人は在留カード若しくは特別永住者証明書	☐ (☐)
通帳またはキャッシュカードのコピー	・ 金融機関、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分のコピー	☐
経緯書	・ 新型コロナウイルス感染症により、どのような影響が出て減収となったのか経緯 ・ 収入が安定している際の家計 ※記入欄にない場合には欄外に毎月必要となる資金を書き足してください ・ 令和2年1月以降、新型コロナウイルスの影響を受ける前の月収と、令和3年1月以降の月収について ※個人事業主の場合、生活費（給料）の部分についてのみ。事業費は対象外 ・ 借り入れた資金の使途	☐ ☐ ☐ ☐

- ◆印鑑押印の際はシャチハタ不可。朱肉を付けて押印するものをご用意ください。実印の必要はありません。
- ◆修正する場合には二重線を引き、訂正印を押印してください。修正液、修正テープの利用は認められません。
- ◆愛知県社会福祉協議会の審査により貸付金額の減額又は貸付が行われなかったことがあります。
- ◆虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。
- ◆申請書類を本人以外が記入した場合、代筆理由書が必要になります。

<貸付できない世帯>

- ◆生活保護受給中の世帯 ◆この特例による貸付をすでに愛知県及び他都道府県で借りている世帯
- ◆借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合 ◆破産申立手続き中の方 ◆上記書類が揃わない申請

以上の書類が全てご用意いただけましたら郵送、もしくは面談にて申請を行えます。
面談での申請を希望する場合、面談は予約制です。必ず事前にご予約をお取りください。

面談予約・問合せ先

安城市社会福祉協議会 生活相談係 ☎0566-77-0284

受付：火～土曜日午前8時30分～午後5時15分（日曜、月曜、祝日休館）

郵送先（Mailing address）

〒446-0046 安城市赤松町大北 78-4 安城市社会福祉協議会生活相談係 宛
(Anjoshi Akamatsucho Okita 78-4 Anjoushishyakaihukusikyougikai Seikatsusodan)